

問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 TEL 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

一緒につくろう「対話の場」

# 「石岡未来会議オンライン」参加者募集

**世** 代や性別を超えて、対等な立場で集い、ありたい地域の未来の姿を描く、対話の場「石岡未来会議オンライン」をスタートします。

令和2年3月末に石岡市民会館が閉館になったことに伴い、新たな文化施設の整備事業が始まり、現在、建設地や施設機能、建設・運営方法に関する調査を行っています。

今回は「私たちが育てたい石岡市の文化とは何か。そのためには、どんな施設機能や運営方法であればよいのか」について、対話を通じて探ります。出てきた意見は「石岡市文化施設整備事業基礎調査」に反映する予定です。

**募集対象：**石岡市でやりたいこと（具体的でなくても可）がある人

**方法：**オンライン会議システム「ZOOM」

**定員：**30人

**申込期限：**10月30日（金）

**申込方法：**右の申込フォームから申し込み▶



問本コミュニティ推進課  
TEL 23-7304

- |     |             |             |                        |
|-----|-------------|-------------|------------------------|
| 第1回 | 11/3 (火・祝)  | 13:00～16:00 | 「石岡の『今』を知ろう」           |
| 第2回 | 11/14 (土)   | 13:00～16:00 | 「育てたい石岡の文化について考えよう」    |
| 第3回 | 11/23 (月・祝) | 13:00～16:00 | 「文化を育てるための仕組みとは？」      |
| 第4回 | 12/5 (土)    | 13:00～16:00 | 「暮らしを豊かにする場所を、まちにつくろう」 |

## 令和2年度 職員採用試験（障がい者対象・学芸員）のご案内

**募集期間：**10月15日（困）～11月5日（困）

**1次試験日：**11月22日（日）

**募集職種：**①一般事務職（障がい者対象）②学芸員

**採用人数：**各1人程度

**受験資格**

①一般事務職（障がい者対象）

(1) 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で高等学校または同等以上の学歴を有する人、または令和3年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人（選考日までに交付見込みの人を含む）

・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から6級までの人

・療育手帳の交付を受けている人

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※受験の際に配慮などが必要な場合には、申し込み時にご連絡ください。

②学芸員（追加募集）

・昭和60年4月2日以降に生まれ、学芸員の資格を有する人（取得見込み含む）で、学校教育法に定める大学または大学院において考古学を専攻した人

**申込方法：**「試験案内」は本庁総務課・支所総務課またはホームページから取得できます。申込書類に必要事項を記入し、本庁総務課に郵送でお申し込みください。

問本総務課 TEL 23-7282

※※掲載しているイベント・募集情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

令和3年度

# 入園者募集

岡本こども福祉課 TEL 23-5583



## 市内保育所（園）・認定こども園 小規模保育事業所一覧表

公立保育所	対象年齢
第1保育所	0～5歳
園部保育所	
みなみ保育所	
やさと中央保育所	
<b>私立保育園</b>	
石岡明照保育園	
国分台ふたば保育園	
ひかり保育園	
わかくさ保育園	
しらゆり保育園	
そとの保育園	
石岡ひまわり保育園	
りんりん保育園	
はーとびあ保育園石岡	
つばさ保育園	
<b>認定こども園</b>	1～5歳
石岡幼稚園	
泉ヶ丘こども園	
ばらき台幼稚園	
石岡善隣幼稚園	3～5歳
国分寺幼稚園	
府中幼稚園	
恋瀬ことりの森幼保園	0～5歳
<b>小規模保育事業所</b>	<b>対象年齢</b>
あんだんて泉ヶ丘	0～2歳

### ■受付期間

11月2日(月)～12月8日(火)

午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後7時まで）※土日・祝日は除きます。

※認定こども園または小規模保育事業所の受付期間は、各施設によって異なります。

### ■受付場所

市役所 こども福祉課・支所 市民窓口課

### ■申込方法

申込用紙（支給認定申請書・入所申込書）に必要事項を記入の上、受付場所に直接申し込み。申込用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

ただし、認定こども園または小規模保育事業所に入園を希望する場合は、認定区分に関わらず、直接、各施設にお申し込みください。

※保育所（園）・認定こども園の保育部分を利用するには、次の入所基準を満たし、認定区分にある2・3号の支給認定が必要です。支給認定の申請は、入所申し込みと同時にいきます。

### 入所基準

- ①家庭外労働や家庭内労働（自営業・農業・内職など1日4時間以上、かつ月15日以上就労）している人
- ②出産2か月前から産後2か月までの人
- ③自身の疾病、病人の看病や看護をしている人
- ④求職活動中の人
- ⑤就学（職業訓練校などを含む）している人 など

### 認定区分

保育所（園）・認定こども園の利用を希望する人は、以下の支給認定が必要です。

**1号認定**：満3歳以上で、保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する場合

**2号認定**：満3歳以上で、保育の必要性があり、保育を希望する場合

**3号認定**：満3歳未満で、保育の必要性があり、保育を希望する場合

#### ※注意事項※

申し込み先着順ではなく「保育の必要性」の高い人を優先します。